



信州 青木村への「ふるさと寄附金」を通じて

あなたも村づくりに参加していただだけませんか！

青木村は、全国で唯一 国宝（大法寺 三重塔）を有する村としてその名を全国に発信しているとともに、青木三山と田沢・沓掛の二つの温泉に恵まれた「現代の桃源郷」とも呼ばれる自然豊かな田園風景に溢れた村です。



このたび「ふるさと寄附金」を通じて、多くの皆さまに村づくりに参加していただき、観光・教育・福祉等の諸施策に活用させていただきたいと考えております。

ぜひ、青木村の未来を応援してくださいませようよろしくお願いいたします。

青木村長 きたむら 北村 まさお 政夫



信州・青木村ふるさと景観100選 優秀作品

イラスト：村のイメージキャラクター「アオキノコちゃん」

写真：浦野川から遠く「十観山」をバックに、映える桜並木と村中心部を望む

「ふるさと寄附金」における税軽減のしくみ

お寄せいただいた寄附金は、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。

「ふるさと納税制度」とは、青木村へ寄附を行なった方が確定申告をすることにより、所得税（国税）およびお住まいの市区町村へ納める住民税（市区町村住民税）から、寄附金分を差し引くという制度です。

所得税は寄附を行なった年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行なった年の翌年度分の住民税から控除されます。

① 所得税（所得控除）

$(\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率}$

② 住民税（税額控除） 基本控除+特例控除

基本控除 = $(\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$

特例控除 = $(\text{寄附金の額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021)$

※ 特例控除は住民税所得割額の10%が上限

例：公的年金収入 4,000,000 円、夫婦 2 人（所得税率 10%の場合）

【30,000 円を寄附した場合】

① 所得税の軽減額 $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = \underline{2,800 \text{円}}$

② 住民税の軽減額 25,200 円 (㊤+㊦)

基本控除 $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 2,800 \text{円} \cdots \text{㊤}$

特例控除 $(30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 10\% \times 1.021) = 22,400 \text{円} \cdots \text{㊦}$

■お問い合わせ先

〒386-1601

長野県小県郡青木村大字田沢 111 番地

青木村役場 税務会計課 税務係

電話：0268-49-0111 F A X：0268-49-3670

E-mail：webmaster@vill.aoki.nagano.jp

